

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 8 年度
計画主体	最上町

最上町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 最上町農林振興課
所 在 地 山形県最上郡最上町大字向町 6 4 4
電 話 番 号 0 2 3 3 - 4 3 - 2 1 1 1 (代表)
F A X 番 号 0 2 3 3 - 4 3 - 2 3 4 5
メールアドレス norin@town.mogami.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、アオサギ、カワウ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	最上町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和7年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
ツキノワグマ	おうとう	1,769 千円	15.0a
イノシシ	水稻、そば	1,825 千円	145.3a
タヌキ、ハクビシン、アナグマ、アライグマ	ぶどう	1,010 千円	5.9a
ニホンジカ	水稻	24 千円	2a
ニホンザル	－	－	－
アオサギ	－	－	－
カワウ	－	－	－
合計		4,628 千円	162.2a

(2) 被害の傾向

ツキノワグマ	出没及び被害については、その年の堅果類の豊凶状況により変動が見られるものの、被害は毎年恒常的に発生している。被害は4月から12月にかけて、山際のおうとうやくりといった果樹の食害、水稻やそばの倒伏被害等が発生しており、近年増加傾向にある。 被害区域及び目撃区域は中山間部での情報が多いが、近年は人家近くにも多数出没しており、令和7年度には市街地において人家への侵入も発生しており、今後も人的被害が懸念される状況である。
イノシシ	近年、町内での目撃情報や農作物被害の報告が増加傾向にある。水稻やそばの倒伏被害、いも類等の食害、水田畦畔や圃場の掘り起し被害等多岐にわたって発生している。簡易電気柵の導入や有害捕獲での被害対策は講じているものの、町内で作付面積の大きい水稻、そばの倒伏被害が発生すると広範囲にわたり収穫ができないことから被害金額として大きくなる傾向がある。
ニホンジカ	町内の山間部を中心に生息しており、本町では、近年、田植直後の水稻の食害や踏み倒しの被害がある。農作物のほか、樹木の損傷等森林への被害も懸念される。

ニホンザル

近隣市町村での被害が深刻化しており、町内においても目撃情報があることから、今後の個体数増加と農作物被害が懸念される。

タヌキ・ハクビシン・アライグマ・アナグマ

最上町全域において、収穫期を向かえた野菜及び果樹を中心に被害が発生しており、今後も被害の拡大が懸念される。

特に特定外来生物であるアライグマについては今後個体数の増加に伴う生態系等の被害が危惧される。

アオサギ

市街地付近のスギ林でコロニーを形成し、春から夏にかけて繁殖活動が確認されている。近隣住宅への鳴き声による騒音被害やフンによる被害が報告されている。

またその他の場所についても、規模は大きくないもののコロニーが確認されており、水稻の踏み倒し等の被害も報告されている。

カワウ

町内を流れる最上小国川において、アユを食べる被害が発生している。近隣市町村との一斉捕獲等対策を講じているものの、町内に生息している個体数も増加しており、今後も恒常的に被害が発生することが危惧される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和7年度）		目標値（令和10年度）	
ツキノワグマ	1,769 千円	15.0a	884 千円	7.5a
イノシシ	1,825 千円	145.3a	913 千円	72.7a
タヌキ、ハクビシン、アナグマ、アライグマ	1,010 千円	5.9a	505 千円	2.9a
ニホンジカ	24 千円	2a	12 千円	1a
ニホンザル	-	-		
アオサギ	-	-		
カワウ	-	-		
合計	4,628 千円	168.2a	2,314 千円	84.1a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・鳥獣による物損、人身被害及び農作物への被害を防止するため、最上町鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」とする。）に有害鳥獣駆除業務を委託し、捕獲体制を構築している。	・狩猟免許取得者及び実施隊員の高齢化に伴い、年々従事者が減少傾向にある。 ・急増するイノシシによる農作物被害の増加に伴い、イノシシの効率的な捕獲方法の習得と、農業者自ら捕獲活動に取り組む

	・捕獲手段については、箱わな、くくりわな、銃器により実施している。 ・第4期山形県ツキノワグマ管理計画に基づく春季個体数調査及び個体数調整捕獲を実施している。	意識や体制の構築が必要である。
防護柵の設置等に関する取組	・出沒した場合は、注意看板やのぼり旗の設置、住民への広報活動を行い、注意喚起を行っている。 ・クマ、イノシシの出沒増加に伴い「クマ・イノシシ等出沒時対応体系図」を作成し、目撃情報から対応方法、住民への広報等による注意喚起まで、関係機関の役割や連絡指示系統について明確化している。 ・出沒箇所の現地確認による被害注意喚起を行っている。 ・農作物等の栽培圃場において、電気柵を設置し被害防止を行っている。 ・アオサギについては、営巣開始時期に煙火による追払いを実施している。	・電気柵等の防護柵普及は進んでいるものの箇所が広範囲となり、設置費用や維持管理が大きな負担になっている。 ・アオサギについては、有効な対策方法が見つかっていない。
生息環境管理その他の取組	・通学路沿い等の見通しの悪い場所の下刈り、隠れ家となりそうな川沿いのやぶの除去によりツキノワグマが生息しにくい環境をつくり、未収穫農作物や放任果樹の除去、餌となるものの野外放置をしないよう住民への周知を行っている。	・森林整備不足等により緩衝帯の荒廃が進み、ツキノワグマが居住地の近くまで行動範囲を広げる傾向にある。

(5) 今後の取組方針

ア 本町の被害防止計画は、有害鳥獣駆除捕獲の取り組みを基本に、山形県鳥獣保護管理事業計画と山形県ツキノワグマ管理計画、山形県イノシシ管理計画、山形県ニホンジカ管理計画、山形県ニホンザル管理計画、
--

	山形県カワウ管理指針との整合性を図りながら、効果的な捕獲を実施する。
イ	出没時における対応方法は、煙火や爆音器等による追払いを基本とする。
ウ	出没箇所の情報収集により、ツキノワグマ等の出没箇所のマップを作成し、町民への注意喚起を促しながら農業者の安全、農作物被害の軽減を図る。
エ	果樹農家等に放任果樹の処理や適期収穫、河川敷や川沿いのやぶの除去、隠れ家になりそうな場所の下刈りを促し、併せて電気柵等の導入により被害の軽減に努める。
オ	山間部の森林の間伐、針広混合林の推進により、餌となる堅果類の自然植生の環境、並びに緩衝帯の普及啓発を図り、里山への出没を軽減する。
カ	関係機関との連携を深めながら、鳥獣の保護と適正な捕獲の調整に努める。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

・「クマ・イノシシ等出没時対応体系図」による関係機関との連絡体制を強化し、被害、出没状況の詳細情報の収集・共有に努める。 ・住宅集合地域等で銃器を使用した鳥獣の捕獲等が必要となる場合には鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び「最上町緊急銃猟マニュアル」に基づき緊急銃猟を実施する。 ・鳥獣被害対策実施隊を設置し、捕獲を実施する。 「鳥獣被害対策実施隊」は、町職員や猟友会会員等で構成し、鳥獣の出没時の追払いや発生集落の点検、防止柵の設置、鳥獣捕獲等を行う。 ・実施隊員のうち、狩猟免許取得者の中から、町長が対象鳥獣捕獲員を任命する。 ・箱わな、くくりわなを計画的に導入し、有効利用しながら、被害防止を図る。 ・状況に応じて安全に配慮しながらライフル銃（特定ライフル銃を含む）を適宜使用し、捕獲を実施する。
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	ツキノワグマ イノシシ タヌキ ハクビシン アライグマ	・農作物被害箇所や被害状況、目撃情報等により出没地域を予測し、効果的な捕獲を実施する。 ・猟友会との連携強化に取り組み、効果的な捕獲に努める。 ・新規捕獲従事者の確保・育成を図る。

	アナグマ ニホンジカ ニホンザル アオサギ カワウ	・箱わなを計画的に導入し、被害に即応できる捕獲体制づくり。 ・水産業被害を未然に防ぐためにも、アユ漁解禁前の捕獲、追払いを実施する。
令和 9 年度	同上	同上
令和 10 年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
最上町鳥獣被害防止計画、山形県が定める山形県鳥獣保護管理事業計画及び各鳥獣の管理計画または管理指針に基づき、捕獲数を把握しながら、被害状況に応じて、人的被害及び農林水産業被害の未然防止を基本とした効率的かつ必要最小限の捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
ツキノワグマ	山形県ツキノワグマ管理計画による	同左	同左
イノシシ	60 頭	同左	同左
ニホンジカ	山形県ニホンジカ管理計画による	同左	同左
ニホンザル	山形県ニホンザル管理計画による	同左	同左
タヌキ ハクビシン アライグマ アナグマ アオサギ	被害発生状況による	同左	同左
カワウ	山形県カワウ管理指針による	同左	同左

捕獲等の取組内容	
ツキノワグマ	被害状況や目撃情報に応じて猟友会との連携を図りながら捕獲方法・捕獲場所等を検討し、最も効果が期待できる方法（箱わな、銃器）で実施する。捕獲の担い手確保のため、狩猟免許所有者への捕獲参加を呼びかける。 捕獲時期・捕獲場所：出没状況、被害発生状況による

イノシシ	農作物被害の発生状況により、わな（箱わな、くくりわな等）及び銃器を用いて加害個体を捕獲する。錯誤捕獲のないよう十分留意する。 捕獲時期：4月～3月、捕獲場所：最上町一円
ニホンジカ	被害状況に応じて、銃器による捕獲を行う。 捕獲時期・捕獲場所：出没状況、被害発生状況による
タヌキ ハクビシン アライグマ アナグマ	被害状況に応じて町で所有する小動物用の箱わなを貸し出し、捕獲を行う。 捕獲時期・捕獲場所：出没状況、被害発生状況による
アオサギ カワウ	被害状況に応じて、銃器による捕獲を行う。 捕獲時期・捕獲場所：出没状況、被害発生状況による

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
実施隊員が行う捕獲作業にて使用する銃器について、止めさしや捕獲が困難な場合のイノシシやツキノワグマ等個体に対しライフル銃（特定ライフル銃を含む）を使用する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
最上町全域	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、アオサギ、カワウ

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ タヌキ ハクビシン アライグマ アナグマ	電気柵またはワイヤーメッシュ柵を整備 (県補助事業等を活用)	同左	同左

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ニホンザル タヌキ ハクビシン アライグマ アナグマ	- 定期的な刈払い、住民への周知等適切に管理を行う - 目撃時には基本的に煙火や爆音機等での実施隊による追払いを行う。	同左	同左

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ニホンザル タヌキ ハクビシン アライグマ アナグマ	- 山形県荒廃森林緊急整備事業での緩衝林の整備 - 耕作放棄地が鳥獣の隠れ家とならないよう草刈りを行う。 - 放任果樹、野菜残渣等の放置を行わないよう周知を行う。
令和9年度		
令和10年度		

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
最上町	(緊急時) 対策本部の設置(対策本部長:町長)、有害鳥獣捕獲申請許可、緊急銃猟の実施、住民の安否確認、周辺住民及び関係機関への注意喚起、避難範囲の決定、避難勧告、交通規制範囲の決定及び規制等。 (平常時) 鳥獣の捕獲、各組織との連絡調整に関すること。
山形県猟友会最上支部 最上町分会	(緊急時) 対策本部への参加、追払い、箱わなによる捕獲等の助言や実施、緊急銃猟への協力。警察官職務執行法に基づく銃器使用による捕獲協力等。 (平常時) 鳥獣の捕獲に関すること。

最上広域市町村圏事務組合 東消防支署	(緊急時) 救急救命対応、住民の安否確認、周辺住民への注意喚起、その他。 (平常時) 被害状況の情報提供。
最上総合支庁	(緊急時) 関係機関との連携、支援等。 (平常時) 狩猟免許取得の推進、適正な捕獲指導に関すること。
新庄警察署	(緊急時) 警察官職務執行法に基づく銃器使用の助言及び命令、避難誘導、交通規制、住民の安否確認、周辺住民への注意喚起、銃刀法に基づく安全管理指導、助言等。 (平常時) 被害状況の情報提供。

(2) 緊急時の連絡体制

別添「クマ・イノシシ等出没時対応体系図」に基づき実施する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設及び自家消費、焼却、減容化处理等により適切に処分する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのとけ給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の実施

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	最上町鳥獣被害防止対策協議会（R2.4.28 設立）
構成機関の名称	役割
最上町	統括、事務局を担当し、協議会に関する連絡、調整を行う。
最上町農業委員会	被害防止の指導、支援を行う。
最上総合支庁農業振興課	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
もがみ中央農業協同組合 東部営農センター	有害鳥獣による農作物被害の把握を行う。
最上町認定農業者の会	各農家への周知活動及び注意喚起を行う。
山形県猟友会最上支部 最上町分会	有害鳥獣の捕獲駆除及び生態系調査を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
新庄警察署	・ 被害状況の情報提供。 ・ 銃刀法に基づく安全管理指導、助言等。
最上広域森林組合	・ 間伐等の実施に関すること。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 28 年 4 月 1 日に鳥獣被害対策実施隊を設置した。
業務内容は、対象鳥獣の捕獲、被害防止柵の設置、生息状況及び被害発生時期の調査等の被害防止対策を行うこととする。
町職員のうち町長が指名するもの、山形県猟友会最上支部最上町分会の会員のうち、被害防止対策の実施に積極的に取り組むことが見込まれ、かつ猟友会分会長の推薦を受けて町長が任命する者を実施隊員とする。
(令和 8 年 3 月末時点 39 名)

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣対策に有効な対策等について、被害区域内の住民に普及啓発し、一体となった防止対策を推進していく。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣の捕獲に関しては、隣接する市町村や関係機関と連携を図っていく。また、被害防止計画は、必要に応じて内容を見直し、変更を行うものとする。
併せて近隣市町村と連携を強化し、情報の共有化を図り、広域的な対策を図る。

クマ・イノシシ等出没時対応体系図

情報の伝達

※人命に危険を及ぼす市街地への出没時

対策本部設置

構成: 本部長(町長)
副本部長(副町長・教育長)
総務企画課、農林振興課
建設水道課、町民税務課、
山形県猟友会最上支部最上町分会

【対策本部業務】

- 緊急銃猟の判断・実施
- 情報収集
- 道路通行制限の検討・実施
- 住民の安否確認、避難所設置対応検討・実施
- 土地管理者・地権者との調整

※農地等、人命に危機を及ぼさない市街地への出没時

目撃情報

警察

町長

副町長

総務企画課

農林振興課

教育委員会
(学校教育室、幼児保育室)

小・中学校、
高等学校、幼稚園

隣接町役場
(舟形町役場、新庄市役所)

最上総合支庁環境課

最上町鳥獣被害対策実施隊
(猟友会)

クマ・イノシシ捕獲対応

- ① 追払い
- ② 箱ワナ等の設置
- ③ 銃器使用等
その他の方法

広報活動

総務企画課

連携して実施

農林振興課

教育委員会